

道路交通法の一部改正(平成19年6月20日公布)

9月19日、飲酒運転厳罰化等の改正法が施行！

1 ドライバーに対する罰則が強化

酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

→ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



呼気検査拒否

30万円以下の罰金 → 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 車両・酒類の提供者、同乗者に対する罰則が新設



車両の提供者

酒気を帯びていて
飲酒運転するおそれ
のある者に対し車両
を提供した者

○ドライバーが酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

○ドライバーが酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒類の提供者

飲酒運転をするおそれのある者に対し酒類を提供した者

○ドライバーが酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

○ドライバーが酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

同乗者

ドライバーが酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求をして、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者

○ドライバーが酩酊状態にあることを知りながら
酒酔い運転の車両に同乗した場合

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

○上記以外の場合

2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

※ ひき逃げ等の罰則も強化されます！



飲酒運転を根絶しよう ～飲んだら乗らない運動推進中～

お酒の席で飲酒できない方は、左記の「飲酒お断りプレート」等を着けることにより、お酒を勧められないようにしましょう！

内 灘 町

平成20年に施行される改正法

1 75歳以上のドライバーに高齢運転者標識の表示義務化

普通自動車対応免許を受けた75歳以上の方は普通自動車の前面・後面に高齢運転者標識の表示が義務付けられます。

2万円以下の罰金、違反点数1点



2 聴覚障害のあるドライバーに聴覚障害者標識の表示義務化

聴覚障害があることを理由に、免許に条件が付けられている方は、自動車運転時に聴覚障害者標識の表示が義務付けられます。

2万円以下の罰金、違反点数1点

3 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せや割込が禁止



高齢運転者標識、初心運転者標識、身体障害者標識のほか、聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せや割込が禁止されます。

5万円以下の罰金、違反点数1点

4 自転車歩道が歩道を通行できる要件の改正

普通自転車が歩道を通行できる場合は

- 道路標識により歩道通行ができるとされている場合
- 運転者が児童、幼児その他政令で定める方の場合
- 車道又は交通の状況により歩道通行がやむを得ないと認められる場合



5 自転車に乗る13歳未満の児童・幼児にヘルメットを着用させるよう努めることが保護者に義務付け



- 保護する責任のある者が運転する自転車に同乗させる場合
- 児童・幼児に自転車を運転させる場合

は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

6 後部座席の乗員についてもシートベルトの着用が義務付け

全ての座席の乗員がシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければなりません

違反すると運転者に違反点数が付けられます

* 当面は、高速自動車国道等の違反のみ

平成21年に施行される改正法

1 75歳以上のドライバーに免許更新時の認知機能検査を義務付け

- 検査結果に基づいた高齢者講習を実施
- 検査結果が一定基準に該当する場合には臨時適性検査を実施

2 高齢者講習の受講可能期間を6ヶ月に延長

現行 更新期間満了日の3月前 → 改正後 更新満了日の6月前

3 悪質運転者に対する運転免許の行政処分を強化

現行 欠格期間の上限5年 → 改正後 欠格期間の上限10年

